

愛知県最低生計費試算調査結果(若年単身世帯)—2024年改定版

2025年1月15日 愛知県労働組合総連合(愛労連)

監修:中澤秀一(静岡県立大学短期大学部)

はじめに

愛知県労働組合総連合(愛労連)は、2015年に最低生計費試算調査(若年単身世帯)を実施し、愛知県名古屋市在住の一人暮らしの若者(25歳)が普通の暮らしをするためには、男性で月額226,945円、女性で同227,075円が必要であるという結果を得た(表1)。

表1 愛知県(名古屋市)若年単身世帯の最低生計費試算結果(2015年)

数値の単位は円

都道府県名		愛知県	
自治体名		名古屋市	
性別		男性	女性
最賃ランク		A	
消費支出		163,083	163,213
	食費	38,457	31,711
	住居費	45,000	45,000
	水道・光熱	7,510	6,551
	家具・家事用品	3,480	3,600
	被服・履物	8,426	8,406
	保健医療	2,186	5,016
	交通・通信	19,062	18,872
	教養・娯楽	17,745	17,764
	その他	21,217	26,293
非消費支出		47,562	47,562
予備費		16,300	16,300
月額	税・社保抜	179,383	179,513
	税・社保込	226,945	227,075
年額(税・社保込)		2,723,340	2,724,900
必要最低賃金額A(173.8時間換算)		1,306	1,307
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,513	1,514

(注1)大卒後勤続3年目、中川区の民間賃貸住宅(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2)「その他」は理美容用品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費・その他、自由裁量費(月6,000円)を含む。

(注3)非消費支出=所得税+住民税+社会保険料。「予備費」=消費支出×10%、100円未満切り捨て。

その後、約9年が経過し、その間に消費税の10%への増税や2022年から始まる物価高騰など、国民の暮らしを直撃する値上げが行われており、それに見合った生計費試算の改定が必要となった。今回は、**2024年10月時点**での若者の一人暮らしにかかる最低生計費の試算結果を報告し、改定の内容について解説する。なお、2015

年最低生計費試算調査結果のいくつかの項目と金額を見直す際に、20代の単身生活者の意見を聴くための合意形成会議を2024年12月8日に開催した(当日参加3名、事前配布のアンケート回答者13名)。また、各品目・費目の金額は、原則として消費税込みである。

1. 消費支出の物価変動

2015年から2024年10月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「名古屋市消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。係数を乗じて調整した項目は、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、通信費、教養娯楽用耐久財・教養娯楽用品費、理美容用品費、理美容サービス費、身の回り用品費である(詳細は別表1を参照)。

2. 食費

2023年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2023年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた(ただし、嗜好品については、100kカロリー当たりの価格で算出)。なお、名古屋市における2024年10月時点での食費の物価上昇率は、2023年(平均)に比べ6.3%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表2023 資料編』にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した(25歳男性1日当たり2,650kcal、25歳女性1日当たり2,000kcal)。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成(1人1日当たりの重量=g)」(香川明夫:女子栄養大学教授監修)にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした(詳細は別表2を参照)

さらに、外食(昼食と会食)については、合意形成会議の議論を踏まえ、以下のように2015年調査の金額を見直した。昼食:1食の金額を500円から600円に変更。したがって、男性は月に12,000円(20食分)、女性は6,000円(10食分)。なお、昼食時の飲み物代は、「その他」の自由裁量費(月額6,000円)に含まれるものとした。外食:1回の金額を2,500円から4,000円(男性)と3,000円(女性)に変更。したがって、男性は月2回で8,000円、女性は月3回で9,000円。

3. 家賃

2015年調査を参考に、名古屋市中川区内の民間賃貸住宅について「不動産・住宅サイトSUUMO」により検索した(2024年11月4日検索)。検索条件は、25㎡~30㎡、間取り1DKおよび1K、木造・鉄筋・鉄骨系、駐輪場有、都市ガス、インターネット接続可、エアコン付き(「家事・家具用品」にエアコンは含まれていない)、築20年以内(2000年建築基準法改正による現行耐震基準を考慮)、礼金・敷金・保証金なし、地下鉄高畑駅または八田駅から徒歩20分以内である。

検索した中から、明らかに重複していると思われる物件を除くと、22件が該当し、家賃(管理費・共益費除く)の最低は4.83万円、最高が7.05万円で、内訳は、4万円台:4件、5万円台:2件、6万円台:14件、7万円台:2件であった。以上の結果をもとに、名古屋市内で中川区の家賃は比較的低いことと、合意形成会議の議論を踏まえ、家賃は、下から3割に近い月50,000円(2015年は45,000円)とし、更新料は2年16,000円、月667円(2015年は0円)に変更した。したがって、家賃(更新料含む)は月額50,667円。なお、居住用家賃などに消費税はかからない。

4. クリーニング代

背広(スーツ)・ワンピース・コートのクリーニング料金を、「ホワイト急便」のサイトで検索(2024年11月4日)すると、「愛知県中央エリア(中川区を含む)」では、最低料金が、背広:1,177円、ワンピース:1,320円、コート:

1,980円であった。また、中川区のクリーニング店では、ワンピース:1,210円、コート:1,540円であった。

以上の結果をもとに、合意形成会議での議論を踏まえ、2015年と同様に、男性については、背広2着・コート2着分の、女性については、ワンピース2着・コート2着分のクリーニング代を想定して、金額を1着1,050円(2015年)から、それぞれ背広:1,177円、ワンピース:1,210円、コート:1,540円に変更した。

したがって、男性:背広2着・コート2着分で、 $(1,177円 \times 2 + 1,540円 \times 2) \div 12 \div$ 月額453円、

女性:ワンピース2着・コート2着分で、 $(1,210円 \times 2 + 1,540円 \times 2) \div 12 \div$ 月額458円

5. 交通費

2015年と同様に、通勤のための交通費は、地下鉄2区間(高畑または八田駅から名古屋駅)の通勤定期代(3カ月定期27,190円)で算定し、1カ月当たり9,063円とした。

また、2015年と同様に、普段の移動手段として自転車1台(使用年数2年)を所有しているものとした。さらに、2021年10月から愛知県の条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたので、保険加入を加えた。名古屋市内の自転車量販店での調査によれば、自転車(変速ギア付)1台の最低価格は、25,300円であった。自転車損害賠償責任保険料をネットで検索すると、月額197円~370円の幅があったので、ここでは最低価格の197円とした。なお、道路交通法改正により、2023年10月から自転車運転者のヘルメットの着用が努力義務とされた。しかし、「2024年度県政世論調査」(愛知県)によると、自転車利用者ではヘルメットを「まったく着用していない」という回答が71.8%と高いため、ヘルメットを持たないとした。

したがって、自転車に関する月額費用は、 $25,300円 \div 24 + 197円 = 1,251円$

6. 教養娯楽用品

余暇時間をゲームに費やす若者のライフスタイルを考慮し、合意形成会議の議論を踏まえ、携帯ゲーム機等(プレステやスイッチなどの本体とソフト)を新たに加えた。ゲーム機本体の価格は、低価格品で37,000円(5年償却として月額617円)、1本3,000円(低価格品)のソフト(カセット)を2年に3本購入する費用として月額375円、計992円を計上した。

7. 定額制コンテンツ(サブスクリプション)、NHK受信料

近年、映像や音楽などコンテンツの配信サービス(Netflix、Amazon Prime Video、U-NEXTなど)は多くの若者が利用しており、合意形成会議の議論を踏まえて、教養娯楽費として新たに月額3,000円を計上した。

NHK受信料(地上契約)は、月額1,100円とした(2015年は月額1,310円、2023年10月1日改定)。

8. 日帰り行楽や旅行など

合意形成会議の議論を踏まえ、近場の温泉施設やテーマパークなどに日帰りで遊びに行く頻度は、2015年と同様に年4回とし、1回の費用を8,000円(2015年は5,000円)、月額2,667円とした。また、一泊以上の旅行についても、2015年と同様に年2回とし、1回の費用を30,000円(2015年は20,000円)、月額5,000円とした。さらに、上記の行楽や旅行を除く、休日(余暇)の過ごし方としては、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを月2回(2015年は月3回)するものとし、1回の費用は2,000円(2015年と同じ)で、月額4,000円を計上した。

9. 理美容用品費

合意形成会議の議論を踏まえ、男性の理美容用品として、女性と同様に化粧水と乳液を新たに加え、それぞれ月に1本購入するものとして、月額624円と600円を計上した。また、男女とも新たにヘアアイロンを加え、2015年のヘアドライヤーと同様の使用年数(6年)と価格(2,280円)をもとに、月額35円とした。

10. 交際費・その他

合意形成会議の議論を踏まえ、冠婚葬祭費などを以下のように見直した。

冠婚葬祭のうち、結婚式は、2015年と同様に年1回とし、費用は35,000円(2015年は20,000円)で、月額2,917円を計上した。葬式・法事については、2015年に年1回で費用を20,000円としていたが、葬式・法事に参加することはほとんどなく、あっても親族の場合が大半で費用負担がないことから計上しないこととした。

また、住宅関係費としての共益費(管理費)は、月額4,000円とした(2015年は3,000円)。

さらに、「11. 年収設定の改定」で示したように、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2023年、愛知県分)の結果をもとに、月額給与(所定内給与)を24万円(年収336万円)と想定したので、労働組合費(月額)は、月額給与の1.5%として、3,600円とした(2015年は月額給与21万円で、1%の2,100円)

11. 年収設定の改定

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2023年、愛知県分)の結果にもとづいて、若者(25歳、大卒、勤続3年目)の年収設定を以下のように改定した。

(資料) 2023年「賃金構造基本統計調査」、愛知県、一般労働者

区分	企業規模計(10人以上)産業計 男女計							年間賞与その他特別給与額(千円)	労働者数(十人)
	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内実労働時間数(時間)	超過実労働時間数(時間)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)			
20~24歳	23.1	2.1	167	14	257.4	227.8	432.6	16375	
25~29歳	27.4	4.3	166	16	298.2	261.5	737.5	21690	

年収設定: 24万円×14か月(賞与分2か月)=336万円(2015年は月額21万円、年収276万円)

* (所定内給与227.8+261.5)÷2=244.65≒240千円(24万円)

12. 非消費支出の再計算

年収設定の改定および各種社会保険料率などの改定に伴い、2024年時点での非消費支出(厚生年金・協会けんぽ・雇用保険料、所得・住民税)の再計算を行った。なお、非消費支出は概算なので、2024年の所得税と住民税の定額減税(特別控除)を考慮していない。

1) 社会保険料

① 厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者負担分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円

賞与分の保険料(月額)は480,000円×0.0915÷12=3,660円

② 協会けんぽ(愛知県)保険料率10.02%(うち労働者負担分=5.01%)

→標準報酬月額240,000円では、12,024円

賞与分の保険料(月額)は480,000円×0.0501÷12=2,004円

③ 雇用保険料率=1.55%(うち労働者負担分=0.6%)

→月収の保険料額は、240,000円×0.006=1,440円

賞与分の保険料(月額)は480,000円×0.006÷12=240円

したがって、月額平均の社会保険料負担は、21,960円+3,660円+12,024円+2,004円+1,440円

+240円=41,328円(月収分35,424円、賞与分 5,904 円)となる。

2) 所得税(復興特別所得税を含む)

4 月分の給与を 24万円とすると、ここから1)で計算した社会保険料の月収分35,424円を控除すると、204,576 円となる。この額に対する所得税額は、国税庁「給与所得の源泉徴収税額表(2024(令和6)年分)」より、月額 4,910 円。

また、賞与分を年 48 万円、「前月中の社会保険料等の金額」を控除した金額を 204,576 円とすると、国税庁「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(2024(令和6)年分)」より、賞与の金額に乗すべき率は4.084%であるから、賞与分に対する所得税額(月平均)=480,000 円×0.04084÷12≒1,633円となる。

したがって、所得税の月平均額は、4,910円+1,633円=6,543円

3) 住民税(県民税と市民税)

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。また、市民税・県民税とあわせて森林環境税(国税)が課税される(詳細は、名古屋市のサイト「個人の市民税」を参照)。

均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額(年額)は2,800円、愛知県の県民税均等割額(年額)は 1,500 円である。

所得割額は、2023 年の収入(給与)から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料(2023 年分)控除・基礎控除を差し引き、差し引き後の金額に税率(名古屋市の市民税7.7%、愛知県の県民税2%)を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。なお、2023年の収入と社会保険料は、2024 年と同額として、以下のように算定した。

年間給与収入 3,360,000 円÷4,000 円=商840・・・余り0円

計算基準額=商840×4,000円=3,360,000 円

給与所得金額=計算基準額 3,360,000 円×0.7-80,000 円=2,272,000 円

課税所得金額=給与所得金額 2,272,000 円-社会保険料 495,936 円-基礎控除 430,000円
=1,346,064 円

市民税と県民税の所得割額(年額)は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。

市民税調整控除額=人的控除額50,000円×0.04=2,000 円

県民税調整控除額=人的控除額50,000円×0.01=500 円

よって、市民税(所得割額)=1,346,064 円×0.077-2,000円=101,646・・・≒101,600円

県民税(所得割額)=1,346,064 円×0.02-500円=26,421・・・≒26,400円

森林環境税(年額)は、1,000円

住民税額(年額)は、2,800円+1,500 円+101,600円+26,400円+1,000 円=133,300円となり、1 か月当たりでは 11,108 円である。

以上から、非消費支出(月額)=社会保険料+所得税+住民税=41,328+6,543+11,108=58,979円

おわりに—2024 年版の総括

2024 年春闘は、大企業で歴史的な引き上げと言われるなかで、物価高騰に追いついておらず、2 年連続で実質賃金はマイナスとなっている。また、中小零細企業や非正規労働者では、大企業正規労働者ほどの賃上げ(額)は実現していないのが実情である。

今回、2015年に実施した最低生計費試算調査について再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 21 万円前後であることが分かった(表2)。税や社会保険料を加味すると月額27万円前後に達する。この 2024 年版の最低生計費(税・社会保険料込み)を 2015年版(表1)と比較すると、18.1%上昇している(男女平均)。仮に、賃金がそれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなっ

たことを意味する。実際に、「毎月勤労統計調査地方調査結果（愛知県分、調査産業計、常用労働者5人以上事業所規模、現金給与総額、指数は2020年=100）」によれば、名目賃金指数は、97.9（2015年平均）から102.6（2023年平均）と、いくらか上昇しているものの、実質賃金指数は、99.1（2015年平均）から96.2（2023年平均）に低下している。

2024年10月の最低賃金改定により、愛知県最低賃金は50円（4.9%）引き上げられ、1,077円となったが、最低生計費試算の改定結果では、少なくとも時給1,500円余、人間らしい労働時間も加味すれば時給1,800円程度必要である。現在の最低賃金額はあまりにも低い水準と言わざるを得ない。物価高騰は依然として続いており、労働者の暮らしを守るためにはそれに見合うような水準に引き上げられるべきである。8時間働いて普通に暮らすためには、時給額は少なくとも1,500円は必要である。この点に関して、石破首相は、「最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けます」（2024年10月4日、国会の所信表明演説）と言明しており、この数字の妥当性を政府も認めている。

さらに、最低生計費に地域差がないことが、他の地域における調査結果でも明らかになっており、全国一律で最低賃金1,500円のみやかな実現が望まれる。

表2 愛知県（名古屋市）若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024年改定版） *数値の単位は円

都道府県名		愛知県	
自治体名		名古屋市	
性別		男性	女性
最賃ランク		A	
消費支出		192,727	187,660
	食費	53,603	42,375
	住居費	50,667	50,667
	水道・光熱	7,983	6,963
	家具・家事用品	4,443	4,596
	被服・履物	9,680	9,661
	保健医療	2,366	5,429
	交通・通信	16,324	16,202
	教養・娯楽	22,646	22,667
	その他	25,015	29,100
非消費支出		58,979	58,979
予備費		19,200	18,700
月額	税・社保抜	211,927	206,360
	税・社保込	270,906	265,339
年額（税・社保込）		3,250,874	3,184,073
必要最低賃金額 A（173.8時間換算）		1,559	1,527
必要最低賃金額 B（150時間換算）		1,806	1,769

（注）表1と同じ。

※女性の月額（税・社保込）に、転記ミスがあり、265,330を265,339に訂正した（2026年2月19日）。